

「ケータリングカー(移動販売車)」による 飲食品販売「パークキッチン」出店事業者募集概要

当会社では、指定管理者として管理する公園内において、「ケータリングカー(移動販売車)」(以下「ケータリングカー」と称す。)を利用した飲食品販売サービス「パークキッチン」を行う出店事業者を募集します。

つきましては、施設内での出店を希望される方は、出店要項及び募集概要をご確認のうえ、関係書類を提出してください。

記

- 1 募集件名 ケータリングカーによる飲食品販売サービス「パークキッチン」出店事業者募集(朝霞中央公園)
- 2 出店日 平成30年10月31日(水)から平成31年1月7日(月)まで
※12月31日(月)から1月3日(木)までを除く
- 3 出店時間 17時00分～21時00分
- 4 出店場所 別紙「出店場所」のとおり
- 5 出店料 以下の料金を下限として、100円単位の料金を出店事業者から提案していただきます。
小型車(全長4,000mm×全幅1,500mm以内の車両)
平日 下限2,000円(税込)／1日
土・日・祝日 下限3,000円(税込)／1日
中型車(全長6,000mm×全幅2,500mm以内の車両)
平日 下限3,000円(税込)／1日
土・日・祝日 下限5,000円(税込)／1日
・出店料のお支払いは、出店日当日に現金にて出店場所の管理事務所窓口でのお支払い、又は、出店日から7日以内に指定口座へ振込送金していただきます。
・出店日当日の出店前に雨や強風などの悪天候の場合、又は、出店日前日から予測される場合は、出店を中止することができます。その際、出店料はいただきません。
・出店後に雨や強風などの悪天候により、出店から2時間以内で中止する場合は、提示された出店料の半額をお支払いいただきます。
※お支払いいただけない場合は、次回以降の出店をお断りします。
- 6 営業種目 飲食品販売
- 7 申込方法 出店を希望する場合は、別紙の出店申込書に必要事項を記入し、郵送、電子メール、直接持参のいずれかの方法で当会社まで提出してください。出店には、事前に登録の手続きが必要です。
【10月・11月】
・10月15日(月)迄に出店申込書を提出してください。
・出店の可否は、10月17日(水)迄に通知します。
・通知以降、空いている日程の出店受付は、先着順とします。
【12月・1月】
・出店希望該当月の前月5日迄に出店申込書を提出してください。
・出店の可否は、出店希望該当月の前月10日迄に通知します。
・通知以降、空いている日程の出店受付は、先着順とします。
- 8 選考方法 別紙「飲食品販売「パークキッチン」出店要項 8出店者の選考方法」のとおりとします。

- 9 留意事項
- ・ 販売終了後は、現状復帰をしてください。
 - ・ 販売に関する事故や苦情は、出店者の責任として適切な対応をし、直ちに当公社にその旨を報告してください。
 - ・ ケータリングカーの破損、紛失等について、当公社は一切責任を負いません。
 - ・ 出店者が公序良俗に反する営業をした場合には、直ちに出店を停止していただきます。
 - ・ 公園内の電気、水道は使用できません。
 - ・ 消火器は必ず各出店者で用意してください。
 - ・ 出店者は、販売中必ずゴミ箱を設置し、適切なゴミ処理(排水含む)及び販売後に周囲のゴミ(包装類)回収を行い、持ち帰ってください。
 - ・ 出店者は、飲食品に付随して物品も販売することができます。
 - ・ 出店者は、当公社が決定した区画を出店者同士で交換することはできません。
 - ・ 営業中のBGM等は、小音量で公園利用者が不快に感じない範囲で使用することができます。
 - ・ 看板や椅子、机は、スペース及び安全管理上の都合により設置できません。
 - ・ 営業車両の公園内への進入において、車両が舗装など公園を破損・損傷させないよう留意するものとし、破損・損傷させた場合は、直ちに当公社にその旨を報告し、出店者の負担において原形に復するものとします。
 - ・ 出店日当日の営業終了後にアンケートを提出していただきます。
 - ・ 公園利用者が不快に感じる行為は禁止します。

- 10 お申込み先
- 公益財団法人朝霞市文化・スポーツ振興公社 事業課 公園体育施設管理事務所
【住所】 〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1丁目8番1号
【TEL】 048-465-9811 【FAX】 048-464-2429
【e-mail】 kouen@absk.or.jp